

一 診療放射線技師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十五号）（抄）（第一条関係）	1
二 保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号）（抄）（第二条関係）	6
三 歯科技工士法施行令（昭和三十年政令第二百二十八号）（抄）（第三条関係）	12
四 臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）（抄）（第四条関係）	17
五 理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和四十年政令第三百二十七号）（抄）（第五条関係）	22
六 視能訓練士法施行令（昭和四十六年政令第一百四十六号）（抄）（第六条関係）	27
七 歯科衛生士法施行令（平成三年政令第二百二十六号）（抄）（第七条関係）	32
八 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令（平成四年政令第三百一号）（抄）（第八条関係）	37
九 柔道整復師法施行令（平成四年政令第三百二号）（抄）（第九条関係）	43
十 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）（附則第二項関係）	48

○ 診療放射線技師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十五号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（指定の申請）</p> <p>第八条 前条第一項の学校養成所の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。</p>	<p>（指定の申請）</p> <p>第八条 前条第一項の学校養成所の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事（大学以外の公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会。次条第一項及び第二項、第十条第一項並びに第十三条において同じ。）を経由して行わなければならぬ。</p>
<p>（変更の承認又は届出）</p> <p>第九条 第七条第一項の指定を受けた学校養成所（以下「指定学校養成所」という。）の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を受けなければならぬ。</p>	<p>（変更の承認又は届出）</p> <p>第九条 第七条第一項の指定を受けた学校養成所（以下「指定学校養成所」という。）の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を受けなければならぬ。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならぬ。</p>

2 指定学校養成所の設置者は、主務省令で定める事項に変更があ

2 指定学校養成所の設置者は、主務省令で定める事項に変更があ

つたときは、その日から一月以内に、行政庁に届け出なければならぬ。

3 (略)

(報告)

第十条 指定学校養成所の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を、行政庁に報告しなければならない。

2 (略)

(指定取消しの申請)

第十三条 指定学校養成所について、行政庁の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。

3 (略)

(報告)

第十条 指定学校養成所の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を、行政庁に報告しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

2 (略)

(指定取消しの申請)

第十三条 指定学校養成所について、行政庁の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

(国の設置する学校養成所の特例)

第十四条 国の設置する学校養成所に係る第七条から前条までの規

(国の設置する学校養成所の特例)

第十四条 国の設置する学校養成所に係る第七条から前条までの規

つたときは、その日から一月以内に、行政庁に届け出なければならぬ。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

一項 第九条第			第八条		
設置者	申請書を、行政庁に提出し なければならない	(略)	設置者	申請書を、行政庁に提出し なければならない	(略)
行政庁に申請し、その承認 を受けなければならない			所管大臣	書面により、行政庁に申 し出るものとする	(略)
行政庁に協議し、その承 認を受けるものとする	所管大臣				

定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

一項 第九条第			第八条		
設置者	申請書を、行政庁に提出し なければならない	(略)	設置者	申請書を、行政庁に提出し なければならない	(略)
行政庁に申請し、その承認 を受けなければならない。	第一項及び第二項、第十条 第一項並びに第十三条にお いて同じ。)を経由して行 わなければならない	所管大臣	学校の設置者であるときは 、その所在地の都道府県知 事(大学以外の公立の学校 にあつては、その所在地の 都道府県教育委員会。次条	書面により、行政庁に申 し出るものとする	所管大臣
この場合において、当該設 置者が学校の設置者である	行政庁に協議し、その承 認を受けるものとする	所管大臣			

前条		(略)	一項		(略)	二項		第九条第
申請書を、行政庁に提出し なければならない	設置者	(略)	行政庁に報告しなければな らない	設置者	(略)	行政庁に届け出なければな らない	設置者	
し出るものとする	所管大臣	(略)	する	所管大臣	(略)	する	所管大臣	
書面により、行政庁に申 し出るものとする	所管大臣	(略)	行政庁に通知するものと する	所管大臣	(略)	行政庁に通知するものと する	所管大臣	

前条		(略)	一項		(略)	二項		第九条第
申請書を、行政庁に提出し なければならない。この場 合	設置者	(略)	地の都道府県知事を經由し て行わなければならぬ	者であるときは、その所在 地の都道府県知事を經由し て行わなければならぬ	設置者	地の都道府県知事を經由し て行わなければならぬ	設置者	
し出るものとする	所管大臣	(略)	する	行政庁に通知するものと する	所管大臣	する	行政庁に通知するものと する	所管大臣
書面により、行政庁に申 し出るものとする	所管大臣	(略)	行政庁に通知するものと する	所管大臣	(略)	行政庁に通知するものと する	所管大臣	

合において、当該設置者が 学校の設置者であるときは 、その所在地の都道府県知 事を経由して行わなければ ならない
--

(事務の区分)

第十八条 第一条の二、第一条の四第二項、第二条第一項、第三条第二項及び第四条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

合において、当該設置者が 学校の設置者であるときは 、その所在地の都道府県知 事を経由して行わなければ ならない
--

(事務の区分)

第十八条 第一条の二、第一条の四第二項、第二条第一項、第三条第二項、第四条第一項、第八条後段、第九条第一項後段及び第二项後段、第十条第一項後段並びに第十三条後段の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（学校又は看護師等養成所に係る指定の申請）</p> <p>第十二条 前条第一項の学校又は看護師等養成所の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。</p>	<p>（学校又は看護師等養成所に係る指定の申請）</p> <p>第十二条 前条第一項の学校又は看護師等養成所の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、当該設置者が学校の設置者であればならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学以外の公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会。次条第一項及び第二項、第四条第一項並びに第十七条において同じ。）を経由して行われなければならない。</p>
<p>（指定学校養成所の変更の承認又は届出）</p> <p>第十三条 第十一条第一項の指定を受けた学校又は看護師等養成所（以下「指定学校養成所」という。）の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。</p>	<p>（指定学校養成所の変更の承認又は届出）</p> <p>第十三条 第十一条第一項の指定を受けた学校又は看護師等養成所（以下「指定学校養成所」という。）の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならぬ。</p>

2 指定学校養成所の設置者は、主務省令で定める事項に変更がかったときは、その日から一月以内に、行政庁に届け出なければならぬ。

3 (略)

(行政庁に対する報告)

第十四条 指定学校養成所の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を行政庁に報告しなければならない。

2 (略)

(指定学校養成所の指定の取消しの申請)

第十七条 指定学校養成所について、行政庁の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を行政庁に提出しなければならない。

2 指定学校養成所の設置者は、主務省令で定める事項に変更がかったときは、その日から一月以内に、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

3 (略)

(行政庁に対する報告)

第十四条 指定学校養成所の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を行政庁に報告しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

2 (略)

(指定学校養成所の指定の取消しの申請)

第十七条 指定学校養成所について、行政庁の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

(準用)

(準用)

第二十条 第十三条第一項及び第二項、第十四条第一項、第十五条、

第十六条第一項並びに第十七条（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、第十八条の指定を受けた准看護師養成所について準用する。

この場合において、これらの規定中「第十一項」であるのは「第十八条」と、第十三条

第一項及び第二項並びに第十四条第一項（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、第十八条の指定を受けた准看護師養成所について準用する。

この場合において、これらの規定中「第十一項」であるのは「第十八

条」と、第十三条第一項前段及び第二項前段並びに第十四条第一項

（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「行政庁」とあるのは「その所在地の都道府県知事」と

（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「行政庁」とあるのは「その所在地の都道府県知事」と

（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と

（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と

（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と

（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と

（国）の設置する学校若しくは看護師等養成所又は准看護師養成所の特例

第二十一条 国の設置する学校若しくは看護師等養成所又は准看護師養成所に係る第十一項から第十九項までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

（略）

（略）

（略）

第二十条 第十三条第一項前段及び第二項前段、第十四条第一項前段、第十五条、第十六条第一項並びに第十七条前段（これらの規定を

次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、第

十八条の指定を受けた准看護師養成所について準用する。

この場合において、これらの規定中「第十一項」であるのは「第十八

条」と、第十三条第一項前段及び第二項前段並びに第十四条第一項

（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「行政庁」とあるのは「その所在地の都道府県知事」と

（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と

（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と

（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と

（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と

（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と

（国）の設置する学校若しくは看護師等養成所又は准看護師養成所の特例

第二十一条 国の設置する学校若しくは看護師等養成所又は准看護師養成所に係る第十一項から第十九項までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

（略）

（略）

（略）

第一項		第十三條	第十二條
設置者	申請書を、行政庁に提出し なければならない	設置者	申請書を、行政庁に提出し しなければならない
行政庁に申請し、その承認 を受けなければならない	設置者		
行政庁に協議し、その承 認を受けるものとする	所管大臣		書面により、行政庁に申 し出るものとする

第一項		第十三條	第十二條
設置者	申請書を、行政庁に提出し なければならない。この場 合において、当該設置者が 学校の設置者であるときは 、その所在地の都道府県知 事（学校教育法（昭和二十 二年法律第二十六号）に基 づく大学以外の公立の学校 にあつては、その所在地の 都道府県教育委員会。次条 第一項及び第二項、第十四 条第一項並びに第十七条に おいて同じ。）を経由して 行わなければならぬ	設置者	申請書を、行政庁に提出し しなければならない。この場 合において、当該設置者が 学校の設置者であるときは 、その所在地の都道府県知 事（学校教育法（昭和二十 二年法律第二十六号）に基 づく大学以外の公立の学校 にあつては、その所在地の 都道府県教育委員会。次条 第一項及び第二項、第十四 条第一項並びに第十七条に おいて同じ。）を経由して 行わなければならぬ
府県知事を経由して行わな ときは、その所在地の都道 府県知事が学校の設置者である	設置者		
この場合において、当該設 置者を受けるものとする	所管大臣		書面により、行政庁に申 し出るものとする

第十七条			第一項 第十四条		第二項 第十三条	
設置者	行政庁に報告しなければならない	行政庁に届け出なければならない	設置者	行政庁に通知するものとしない	設置者	行政庁に届け出なければならない
申請書を行政庁に提出しなければならない	(略)	(略)	設置者	(略)	設置者	設置者
し出るものとする	書面により、行政庁に申し出るものとする	行政庁に通知するものとしない	所管大臣	(略)	所管大臣	所管大臣

第十七条			第一項 第十四条		第二項 第十三条	
設置者	地の都道府県知事を経由して行わなければならぬ者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由し、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在行政庁に報告しなければならぬ。この場合において、当地の都道府県知事を経由して行わなければならぬ者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由し、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在行政庁に報告しなければならぬ	行政庁に通知するものとしない	設置者	地の都道府県知事を経由して行わなければならぬ者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由し、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在行政庁に報告しなければならぬ	設置者	地の都道府県知事を経由して行わなければならぬ者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由し、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在行政庁に報告しなければならぬ
設置者	行政庁に通知するものとしない	行政庁に届け出なければならない	設置者	行政庁に通知するものとしない	設置者	行政庁に届け出なければならない
申請書を行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、	書面により、行政庁に申し出るものとする	行政庁に通知するものとしない	所管大臣	(略)	所管大臣	所管大臣

(略)	(略)	
(略)	(略)	

(事務の区分)

第二十五条 第一条の三第一項、第三条第五項、第四条第三項、第五条第二項、第六条第四項、第七条第六項及び第八条第五項の規定により都道府県が処理することとされている事務（第三条第五項、第四条第三項、第五条第二項、第六条第四項、第七条第六項及び第八条第五項の規定により処理することとされている事務にあつては、准看護師に係るものを除く。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(略)	(略)	その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならぬ
(略)	(略)	

(事務の区分)

第二十五条 第一条の三第一項、第三条第五項、第四条第三項、第五条第二項、第六条第四項、第七条第六項及び第八条第五項の規定により都道府県が処理することとされている事務（第三条第五項、第四条第三項、第五条第二項、第六条第四項、第七条第六項及び第八条第五項の規定により処理することとされている事務にあつては、准看護師に係るものを除く。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
-------------	--------

（指定の申請）

第十条 前条第一項の学校養成所の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。

（指定の申請）

第十条 前条第一項の学校養成所の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が歯科技工士学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事（大学以外の公立の学校については、その所在地の都道府県教育委員会。次条第一項及び第二項、第十二条第一項並びに第十六条において同じ。）を経由して行わなければならない。

（変更の承認又は届出）

第十一条 第九条第一項の指定を受けた学校養成所（以下「指定学校養成所」という。）の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を受けなければならぬ。

（変更の承認又は届出）

第十一条 第九条第一項の指定を受けた学校養成所（以下「指定学校養成所」という。）の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を受けなければならぬ。この場合において、当該設置者が歯科技工士学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

2 指定学校養成所の設置者は、主務省令で定める事項に変更があ

2 指定学校養成所の設置者は、主務省令で定める事項に変更があ

つたときは、その日から一月以内に、行政庁に届け出なければならぬ。

3 (略)

(報告)

第十二条 指定学校養成所の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を、行政庁に報告しなければならない。

2 (略)

(指定取消しの申請)

第十六条 指定学校養成所について、行政庁の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。

(国の設置する学校養成所の特例)

つたときは、その日から一月以内に、行政庁に届け出なければならない。この場合において、当該設置者が歯科技工士学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

3 (略)

(報告)

第十二条 指定学校養成所の設置者は、毎学年度開始後一月以内に、主務省令で定める事項を、行政庁に報告しなければならない。この場合において、当該設置者が歯科技工士学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

2 (略)

(指定取消しの申請)

第十六条 指定学校養成所について、行政庁の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が歯科技工士学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

(国の設置する学校養成所の特例)

第十七条 国の設置する学校養成所に係る第九条から前条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第一項 第十一條		第十條 (略)	第十條 (略)
行政庁に申請し、その承認 を受ければならない	設置者	申請書を、行政庁に提出し なければならない	設置者
行政庁に申請し、その承認 を受けるものとする	所管大臣	書面により、行政庁に申 し出るものとする	所管大臣

第十七条 国の設置する学校養成所に係る第九条から前条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第一項 第十一條		第十條 (略)	第十條 (略)
行政庁に申請し、その承認 を受ければならない	設置者	申請書を、行政庁に提出し なければならない。この場 合において、当該設置者が 公立の学校にあつては、そ の所在地の都道府県知事（大学以外の 歯科技工士学校の設置者で あるときは、その所在地の 都道府県教育委員会。次条第一項及び第二 項、第十二条第一項並びに 第十六条において同じ。） を経由して行わなければな らない	設置者
行政庁に申請し、その承認 を受けるものとする	所管大臣	書面により、行政庁に申 し出るものとする	所管大臣

第一項 第十二条	(略)	第二項 第十二条	第十一條
行政庁に報告しなければならない	設置者	行政庁に届け出なければならない	設置者
する	所管大臣	行政庁に通知するものと	所管大臣

第一項 第十二条	(略)	第二項 第十二条	第十一條
行政庁に報告しなければならない	設置者	行政庁に届け出なければならない	設置者
する	所管大臣	行政庁に通知するものと	所管大臣

（略）	（略）	（略）
申請書を、行政庁に提出し なければならない	申請書を、行政庁に提出し しなければならない	申請書を、行政庁に提出し しなければならない。この場 合において、当該設置者が 歯科技工士学校の設置者で あるときは、その所在地の 都道府県知事を経由して行 わなければならない
所管大臣	書面により、行政庁に申 し出るものとする	書面により、行政庁に申 し出るものとする

（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
前条	設置者	前条

第二十条 第一条の二、第三条第二項、第四条第一項、第五条第二項、第六条第二項及び第五項並びに第七条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第二十条 第一条の二、第三条第二項、第四条第一項、第五条第二項、第六条第二項及び第五項、第七条、第十条後段、第十一项第一項後段及び第二項後段、第十二条第一項後段並びに第十六条後段の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

○ 臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）（抄）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（指定の申請）</p> <p>第十一條 前条第一項の学校養成所の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。</p>	<p>（指定の申請）</p> <p>第十一條 前条第一項の学校養成所の指定を受けようとするときは、この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事（大学以外の公立の学校につては、その所在地の都道府県教育委員会。次条第一項及び第二項、第十三条第一項並びに第十六条において同じ。）を経由して行わなければならない。</p>
<p>（変更の承認又は届出）</p> <p>第十二條 第十条第一項の指定を受けた学校養成所（以下「指定学校養成所」という。）の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を受けなければならぬ。</p>	<p>（変更の承認又は届出）</p> <p>第十二條 第十条第一項の指定を受けた学校養成所（以下「指定学校養成所」という。）の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を受けなければならぬ。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。</p>

2 指定学校養成所の設置者は、主務省令で定める事項に変更があ

2 指定学校養成所の設置者は、主務省令で定める事項に変更があ

つたときは、その日から一月以内に、行政庁に届け出なければならぬ。

第十三条 指定学校養成所の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を、行政庁に報告しなければならない。

3 (略)

(報告)

第十三条 指定学校養成所の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を、行政庁に報告しなければならない。

2 (略)

(指定取消しの申請)

第十六条 指定学校養成所について、行政庁の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。

3 (略)

(報告)

第十六条 指定学校養成所について、行政庁の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

2 (略)

(指定取消しの申請)

第十六条 指定学校養成所について、行政庁の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

(国の設置する学校養成所の特例)

第十七条 国の設置する学校養成所に係る第十条から前条までの規

(国の設置する学校養成所の特例)

第十七条 国の設置する学校養成所に係る第十条から前条までの規

つたときは、その日から一月以内に、行政庁に届け出なければならぬ。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第一項	第十二条		第十一條	(略)
受けなければならない	設置者		申請書を、行政庁に提出しなければならない	(略)
認を受けるものとする	所管大臣		書面により、行政庁に申し出るものとする	所管大臣

定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第一項 第十二条		第十一條 (略)	
設置者	所管大臣	申請書を、行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事（大学以外の公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会。次条第一項及び第二項、第十三条第一項並びに第十六条において同じ。）を経由して行わなければならぬ	書面により、行政庁に申し出るものとする
置者が学校の設置者である場合において、当該設置者に申請し、その承認を受けなければならない。	行政庁に協議し、その承認を受けるものとする	行政庁に申請し、その承認を受けるものとする	(略)

前条			(略)	第一項 第十三條		(略)	第二項 第十二条		
なければならぬ なければならない	申請書を、行政庁に提出し	設置者	(略)	行政庁に報告しなければならぬ	設置者	(略)	行政庁に届け出なければならない	設置者	
し出るものとする	書面により、行政庁に申	所管大臣	(略)	行政庁に通知するものとする	所管大臣	(略)	行政庁に通知するものとする	所管大臣	

前条			(略)	第一項 第十三條		(略)	第二項 第十二条		
なければならぬ。 なければならない。この場	申請書を、行政庁に提出し	設置者	(略)	地の都道府県知事を経由して行わなければならぬ	設置者	(略)	地の都道府県知事を経由して行わなければならぬ	設置者	ときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならぬ
し出るものとする	書面により、行政庁に申	所管大臣	(略)	行政庁に通知するものとする	所管大臣	(略)	行政庁に通知するものとする	所管大臣	

合において、当該設置者が
学校の設置者であるときは
、その所在地の都道府県知
事を経由して行わなければ
ならない

(事務の区分)

第十九条 第一条、第三条第二項、第四条第一項、第五条第二項、第六条第二項及び第五項並びに第七条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(事務の区分)

第十九条 第一条、第三条第二項、第四条第一項、第五条第二項、第六条第二項及び第五項、第七条、第十一条後段、第十二条第一項後段及び第二項後段、第十三条第一項後段並びに第十六条後段の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
<p>（指定の申請）</p> <p>第十条 前条第一項の学校養成施設の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。</p>	<p>（指定の申請）</p> <p>第十条 前条第一項の学校養成施設の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。</p>	
<p>（変更の承認又は届出）</p> <p>第十一条 第九条第一項の指定を受けた学校養成施設（以下「指定学校養成施設」という。）の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。</p>	<p>（変更の承認又は届出）</p> <p>第十一条 第九条第一項の指定を受けた学校養成施設（以下「指定学校養成施設」という。）の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を受けなければならぬ。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事（大学以外の公立の学校につては、その所在地の都道府県教育委員会。次条第一項及び第二項、第十二条第一項並びに第十五条において同じ。）を経由して行わなければならない。</p>	

2 指定学校養成施設の設置者は、主務省令で定める事項に変更があつたときは、その日から一月以内に、行政庁に届け出なければならない。

3 (略)

(報告)

第十二条 指定学校養成施設の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を、行政庁に報告しなければならない。

2 (略)

(指定取消しの申請)

第十五条 指定学校養成施設について、行政庁の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。

(国の設置する学校養成施設の特例)

2 指定学校養成施設の設置者は、主務省令で定める事項に変更があつたときは、その日から一月以内に、行政庁に届け出なければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならぬ。

3 (略)

(報告)

第十二条 指定学校養成施設の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を、行政庁に報告しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

2 (略)

(指定取消しの申請)

第十五条 指定学校養成施設について、行政庁の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

(国の設置する学校養成施設の特例)

第十六条 国の設置する学校養成施設に係る第九条から前条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする

第一項	第十一条	(略)	(略)
行政府に申請し、その承認を受けなければならない	設置者	申請書を、行政府に提出しなければならない	書面により、行政府に申し出るものとする
行政府に申請し、その承認を受けるものとする	所管大臣	申請書を、行政府に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県教育委員会。次条第一項及び第二項、第十二条第一項並びに第五十五条において同じ。) を経由して行わなければならぬ	書面により、行政府に申し出るものとする

第十六条 国の設置する学校養成施設に係る第九条から前条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第一項	第十一条	(略)	(略)
行政府に申請し、その承認を受けなければならない。	設置者	申請書を、行政府に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県教育委員会。次条第一項及び第二項、第十二条第一項並びに第五十五条において同じ。) を経由して行わなければならぬ	書面により、行政府に申し出るものとする
行政府に申請し、その承認を受けるものとする	所管大臣	申請書を、行政府に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県教育委員会。次条第一項及び第二項、第十二条第一項並びに第五十五条において同じ。) を経由して行わなければならぬ	書面により、行政府に申し出るものとする

前条		(略)	第一項		第十二条	(略)	第二項		第十一条	
申請書を、行政庁に提出し	設置者	(略)	行政庁に報告しなければならない	行政庁に届け出なければならない	設置者	(略)	行政庁に届け出なければならない	設置者	行政庁に届け出なければならない	
書面により、行政庁に申	所管大臣	(略)	行政庁に通知するものとする	行政庁に通知するものとする	所管大臣	(略)	行政庁に通知するものとする	所管大臣	行政庁に通知するものとする	

前条		(略)	第一項		第十二条	(略)	第二項		第十一条	
申請書を、行政庁に提出し	設置者	(略)	地の都道府県知事を経由して行わなければならぬ	者であるときは、その所在	、当該設置者が学校の設置	行政庁に報告しなければならない。この場合において	地の都道府県知事を経由し、当該設置者が学校の設置	者であるときは、その所在	行政庁に届け出なければならない。この場合において	府県知事を経由して行わなければならない
書面により、行政庁に申	所管大臣	(略)	行政庁に通知するものとする	行政庁に通知するものとする	所管大臣	(略)	行政庁に通知するものとする	所管大臣	行政庁に通知するものとする	

なければならない

し出るものとする

(事務の区分)

第二十条 第一条、第三条第二項、第四条第一項、第五条第二項、第六条第二項及び第五項並びに第七条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

なければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならぬ

し出るものとする

(事務の区分)

第二十条 第一条、第三条第二項、第四条第一項、第五条第二項、第六条第二項及び第五項、第七条、第十条後段、第十一条第一項後段及び第二項後段、第十二条第一項後段並びに第十五条後段の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（傍線部分は改正部分）

（第六条関係）

改
正
案

現
行

（指定の申請）

第十一條 前条第一項の学校養成所の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。

（指定の申請）

第十一條 前条第一項の学校養成所の指定を受けようとするときは、この設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。
この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事（大学以外の公立の学校につては、その所在地の都道府県教育委員会。次条第一項及び第二項、第十三条第一項並びに第十六条において同じ。）を経由して行わなければならない。

（変更の承認又は届出）

第十二條 第十条第一項の指定を受けた学校養成所（以下「指定学校養成所」という。）の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を受けなければならぬ。

（変更の承認又は届出）

第十二條 第十条第一項の指定を受けた学校養成所（以下「指定学校養成所」という。）の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を受けなければならぬ。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

2 指定学校養成所の設置者は、主務省令で定める事項に変更があ

2 指定学校養成所の設置者は、主務省令で定める事項に変更があ

つたときは、その日から一月以内に、行政庁に届け出なければならぬ。

（報告）

3 (略)

第十三条 指定学校養成所の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を、行政庁に報告しなければならない。

3 (略)

（報告）

第十三条 指定学校養成所の設置者は、毎学年度開始後一月以内に、主務省令で定める事項を、行政庁に報告しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

2 (略)

（指定の取消しの申請）

第十六条 指定学校養成所について、行政庁の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。

（指定の取消しの申請）

第十六条 指定学校養成所について、行政庁の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

（国の設置する学校養成所の特例）

第十七条 国の設置する学校養成所に係る第十条から前条までの規

（国の設置する学校養成所の特例）

第十七条 国の設置する学校養成所に係る第十条から前条までの規

つたときは、その日から一月以内に、行政庁に届け出なければならぬ。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第一項 第十二条						
行政庁に申請し、その承認 を受ければならない	設置者		申請書を、行政庁に提出し なければならない	設置者	(略)	

第一項 第十二条						
行政庁に申請し、その承認 を受けるものとする	所管大臣		書面により、行政庁に申 し出るものとする	所管大臣	(略)	

定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第一項 第十二条						
行政庁に申請し、その承認 を受けなければならぬ。	設置者	第一項及び第二項、第十三 条第一項並びに第十六条に おいて同じ。) を経由して 行わなければならぬ	学校の設置者であるときは 、その所在地の都道府県知 事(大学以外の公立の学校 にあつては、その所在地の 都道府県教育委員会。次条 第一項並びに第十三条に おいて同じ。) を経由して 行わなければならぬ	設置者	(略)	

置者が学校の設置者である この場合において、当該設	行政庁に申請し、その承認 を受ければならぬ。	行政庁に協議し、その承 認を受けるものとする	書面により、行政庁に申 し出るものとする	所管大臣	(略)	

前条			(略)	第一項 第十三條		(略)	第二項 第十二条		
なければならぬ なければならない	申請書を、行政庁に提出し	設置者	(略)	行政庁に報告しなければならぬ	設置者	(略)	行政庁に届け出なければならない	設置者	
し出るものとする	書面により、行政庁に申	所管大臣	(略)	行政庁に通知するものとする	所管大臣	(略)	行政庁に通知するものとする	所管大臣	

前条			(略)	第一項 第十三條		(略)	第二項 第十二条		
なければならぬ。 なければならない。この場	申請書を、行政庁に提出し	設置者	(略)	地の都道府県知事を経由して行わなければならぬ	者であるときは、その所在	当該設置者が学校の設置	行政庁に報告しなければならない。この場合において	地の都道府県知事を経由して行わなければならぬ	行政庁に届け出なければならない。この場合において
し出るものとする	書面により、行政庁に申	所管大臣	(略)	行政庁に通知するものとする	所管大臣	(略)	行政庁に通知するものとする	所管大臣	府県知事を経由して行わなければならない

合において、当該設置者が
学校の設置者であるときは
、その所在地の都道府県知
事を経由して行わなければ
ならない

(事務の区分)

第二十条 第一条、第三条第二項、第四条第一項、第五条第二項、第六条第二項及び第五項並びに第七条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(事務の区分)

第二十条 第一条、第三条第二項、第四条第一項、第五条第二項、第六条第二項及び第五項、第七条、第十一條後段、第十二条第一項後段及び第二項後段、第十三条第一項後段並びに第十六条後段の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	<p>（指定の申請）</p> <p>第三条 前条第一項の学校養成所の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。</p>	<p>（指定の申請）</p> <p>第三条 前条第一項の学校養成所の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が歯科衛生士学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事（大学以外の公立の学校については、その所在地の都道府県教育委員会。次条第一項及び第二項第五条第一項並びに第八条の二において同じ。）を経由して行わなければならない。</p>
<p>2 指定学校養成所の設置者は、主務省令で定める事項に変更があ</p> <p>（変更の承認又は届出）</p> <p>第四条 第二条第一項の指定を受けた学校養成所（以下「指定学校養成所」という。）の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を受けなければならぬ。</p> <p>2 指定学校養成所の設置者は、主務省令で定める事項に変更があ</p> <p>（変更の承認又は届出）</p> <p>第四条 第二条第一項の指定を受けた学校養成所（以下「指定学校養成所」という。）の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を受けなければならぬ。この場合において、当該設置者が歯科衛生士学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。</p>		

つたときは、その日から一月以内に、行政庁に届け出なければならぬ。

つたときは、その日から一月以内に、行政庁に届け出なければならない。この場合において、当該設置者が歯科衛生士学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

3 (略)

(報告)

第五条 指定学校養成所の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を、行政庁に報告しなければならない。

2 (略)

(指定取消しの申請)

第八条の二 指定学校養成所について、行政庁の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。

2 (略)

(指定取消しの申請)

第八条の二 指定学校養成所について、行政庁の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が歯科衛生士学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

(国の設置する学校養成所の特例)

(国の設置する学校養成所の特例)

第九条 国の設置する学校養成所に係る第二条から前条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

一項 第四条第			第三条 (略)	
行政庁に申請し、その承認 を受けなければならない	設置者	申請書を、行政庁に提出し なければならない	設置者	(略)
行政庁に申請し、その承認 を受け受けるものとする	所管大臣	書面により、行政庁に申 し出るものとする	所管大臣	(略)

第九条 国の設置する学校養成所に係る第二条から前条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

一項 第四条第			第三条 (略)	
行政庁に申請し、その承認 を受けなければならない。	設置者	申請書を、行政庁に提出し なければならない。この場 合において、当該設置者が 公立の学校にあつては、そ の所在地の都道府県知事（大学以外の 歯科衛生士学校の設置者で あるときは、その所在地の 都道府県教育委員会。次条第一項及び第二 項、第五条第一項並びに第 八条の二において同じ。） を経由して行わなければな らない	設置者	(略)
行政庁に申請し、その承認 を受け受けるものとする	所管大臣	書面により、行政庁に申 し出るものとする	所管大臣	(略)

二項	第四条第		
一項	第五条第	(略)	
行政庁に報告しなければならない	設置者	(略)	行政庁に届け出なければならない
行政庁に通知するものとする	所管大臣	(略)	行政庁に通知するものとする

二項	第四条第		
一項	第五条第	(略)	
行政庁に報告しなければならない。	設置者	(略)	行政庁に届け出なければならない。この場合において
学校の設置者であるときは、当該設置者が歯科衛生士である。この場合において	所管大臣	(略)	、当該設置者が歯科衛生士であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない

2 （略）	（削る）	前条 （略）	設置者 （略）
第十三条 （略）		申請書を、行政庁に提出しなければならない	所管大臣 （略）
		書面により、行政庁に申し出るものとする	

		(略)
前条	設置者	(略)
申請書を、行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が	書面により、行政庁に申し出るものとする	所管大臣
歯科衛生士学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならぬ		
(事務の区分)		
第十三条 第三条後段、第四条第一項後段及び第二項後段、第五条第一項後段並びに第八条の一後段の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務となる。		

○ あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令（平成四年政令第三百一号）（抄）（第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改
正
案

現
行

（認定の申請）

第一条 前条第一項の学校養成施設の認定を受けようとするときは、その設置者は、行政庁に申請しなければならない。

（認定の申請）

第二条 前条第一項の学校養成施設の認定を受けようとするときは、その設置者は、行政庁に申請しなければならない。この場合において、当該設置者が学校又は法第二条第一項第一号に定める養成施設（以下「厚生労働大臣認定養成施設」という。）の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事（公立の学校には、その所在地の都道府県教育委員会。次条第一項及び第二項、第四条第一項並びに第七条において同じ。）を経由して行われなければならない。

（変更の承認又は届出）

第三条 第一条第一項の認定を受けた学校養成施設（以下「認定学校養成施設」という。）の設置者は、法第二条第三項に定める事項を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。

（変更の承認又は届出）

第三条 第一条第一項の認定を受けた学校養成施設（以下「認定学校養成施設」という。）の設置者は、法第二条第三項に定める事項を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。この場合において、当該設置者が学校又は厚生労働大臣認定養成施設の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

2 認定学校養成施設の設置者は、主務省令で定める事項に変更があつたときは、その日から一月以内に、行政庁に届け出なければならない。

3 (略)

(報告)

第四条 認定学校養成施設の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を、行政庁に報告しなければならない。

2 (略)

(認定取消しの申請)

第七条 認定学校養成施設について、行政庁の認定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。

3 (略)

(報告)

第四条 認定学校養成施設の設置者は、毎学年度開始後一月以内に、主務省令で定める事項を、行政庁に報告しなければならない。

この場合において、当該設置者が学校又は厚生労働大臣認定養成施設の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

2 (略)

(認定取消しの申請)

第七条 認定学校養成施設について、行政庁の認定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が学校又は厚生労働大臣認定養成施設の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

2 認定学校養成施設の設置者は、主務省令で定める事項に変更があつたときは、その日から一月以内に、行政庁に届け出なければならない。この場合において、当該設置者が学校又は厚生労働大臣認定養成施設の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

(国の設置する学校養成施設の特例)

第八条 国の設置する学校養成施設に係る前各条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第三条第 二項		(略)	(略)
設置者	行政庁に申請しなければならない	設置者	行政庁に申請しなければならない
所管大臣	行政庁に申し出るものとする	所管大臣	行政庁に申し出るものとする

(国の設置する学校養成施設の特例)

第八条 国の設置する学校養成施設に係る前各条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第三条第 二項		(略)	(略)
設置者	行政庁に申請しなければならない。この場合において、当該設置者が学校又は法第二条第一項第一号に定める養成施設（以下「厚生労働大臣認定養成施設」という。）の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事（公立の学校にあっては、その所在地の都道府県教育委員会。次条第一項及び第二項、第四条第一項並びに第七条において同じ。）を経由して行わなければならぬ	設置者	行政庁に申請しなければならない。この場合において、当該設置者が学校又は法第二条第一項第一号に定める養成施設（以下「厚生労働大臣認定養成施設」という。）の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事（公立の学校にあっては、その所在地の都道府県教育委員会。次条第一項及び第二項、第四条第一項並びに第七条において同じ。）を経由して行わなければならぬ
所管大臣		行政庁に申し出るものとする	行政庁に申し出るものとする

一項 第四条第	二項 第三条第	一項 行政庁に申請し、その承認を受けるものとする
らない 行政庁に報告しなければな	らない 行政庁に届け出なければな	行政庁に協議し、その承認を受けるものとする
する 行政庁に通知するものと	する 行政庁に通知するものと	行政庁に認めるものとする

（略）			
前条	設置者	申請書を、行政庁に提出し なければならない	（略）
所管大臣	書面により、行政庁に申 し出るものとする	（略）	

（行政庁等）

第十条 この政令における行政庁は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

一 （略）

二 法第二条第一項の規定による同項第一号に定める養成施設の認定及び法第十八条の二第一項の規定による同項に規定する養成施

（略）			
前条	設置者	申請書を、行政庁に提出し なければならない。この場 合において、当該設置者が 養成施設の設置者であると きは、その所在地の都道府 県知事を経由して行わなけ ればならない	（略）
所管大臣	書面により、行政庁に申 し出るものとする	（略）	

（行政庁等）

第十条 この政令における行政庁は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

一 （略）

二 法第二条第一項の規定による厚生労働大臣認定養成施設の認定及び法第十八条の二第一項の規定による同項に規定する養成施設

三 (略)

2 (略)

(削る)

第
十
四
条

(略)

三 (略)

2 (略)

(事務の区分)

第十四条 第二条後段、第三条第一項後段及び第二項後段、第四条第一項後段並びに第七条後段の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第
十
五
条

(略)

2 (略)

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（指定の申請）</p> <p>第三条 前条第一項の学校養成施設の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。</p>	<p>（指定の申請）</p> <p>第三条 前条第一項の学校養成施設の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。</p> <p>この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事（公立の学校にあっては、その所在地の都道府県教育委員会。次条第一項及び第二項、第五条第一項並びに第八条において同じ。）を経由して行わなければならない。</p>
<p>（変更の承認又は届出）</p> <p>第四条 第二条第一項の指定を受けた学校養成施設（以下「指定学校養成施設」という。）の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 指定学校養成施設の設置者は、主務省令で定める事項に変更があつたときは、その日から一月以内に、行政庁に届け出なければ</p>	<p>（変更の承認又は届出）</p> <p>第四条 第二条第一項の指定を受けた学校養成施設（以下「指定学校養成施設」という。）の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。</p> <p>2 指定学校養成施設の設置者は、主務省令で定める事項に変更があつたときは、その日から一月以内に、行政庁に届け出なければ</p>

ならない。

3 (略)

(報告)

第五条 指定学校養成施設の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を、行政庁に報告しなければならない。

2 (略)

(指定取消しの申請)

第八条 指定学校養成施設について、行政庁の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。

（国の設置する学校養成施設の特例）

第九条 国の設置する学校養成施設に係る第一条から前条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に

ならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならぬ。

3 (略)

(報告)

第五条 指定学校養成施設の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を、行政庁に報告しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

2 (略)

(指定取消しの申請)

第八条 指定学校養成施設について、行政庁の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

（国の設置する学校養成施設の特例）

第九条 国の設置する学校養成施設に係る第二条から前条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に

掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

一項 第四条第	申請書を、行政庁に提出し なければならない	設置者	第三条 (略) (略)
行政庁に申請し、その承認 を受けなければならない			
二項 第四条第	書面により、行政庁に申 し出るものとする	所管大臣	第三条 (略)
行政庁に協議し、その承 認を受けるものとする			

掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

一項 第四条第	申請書を、行政庁に提出し なければならない。この場 合において、当該設置者が 学校の設置者であるときは 、その所在地の都道府県知 事（公立の学校にあつては 、その所在地の都道府県教 育委員会。次条第一項及び 第二項、第五条第一項並び に第八条において同じ。） を経由して行わなければな らない	設置者	第三条 (略) (略)
行政庁に申請し、その承認 を受けなければならない。			
三項 第四条第	書面により、行政庁に申 し出るものとする	所管大臣	第三条 (略)
置者が学校の設置者である ときは、その所在地の都道 府県知事（公立の学校にあ つては、その所在地の都道 府県教育委員会。次条第一 項及び第二項、第五条第一 項並びに第八条において同 じ。）を経由して行わなけれ ばならない。			
四項 第四条第	書面により、行政庁に申 し出るものとする	所管大臣	第三条 (略)
この場合において、当該設 置者が学校の設置者である ときは、その所在地の都道 府県知事（公立の学校にあ つては、その所在地の都道 府県教育委員会。次条第一 項及び第二項、第五条第一 項並びに第八条において同 じ。）を経由して行わなけれ ばならない。			

前条			(略)	一項 第五条第			(略)	二項 第四条第			
申請書を、行政庁に提出し なければならない	設置者	(略)	らない	行政庁に報告しなければな らない	設置者	(略)	らない	行政庁に届け出なければな らない	設置者		
し出るものとする	書面により、行政庁に申 し出るものとする	所管大臣	(略)	する	行政庁に通知するものと	所管大臣	(略)	する	行政庁に通知するものと	所管大臣	
し出るものとする	書面により、行政庁に申 し出るものとする	所管大臣	(略)	する	行政庁に通知するものと	所管大臣	(略)	する	行政庁に通知するものと	所管大臣	

前条			(略)	一項 第五条第			(略)	二項 第四条第			
申請書を、行政庁に提出し なければならない。この場 合において、当該設置者が	設置者	(略)	て行わなければならぬ	地の都道府県知事を經由し 者であるときは、その所在	当該設置者が学校の設置 らない。この場合において	行政庁に報告しなければな らない。	設置者	地の都道府県知事を經由し 者であるときは、その所在 <th>、当該設置者が学校の設置 らない。この場合において</th> <th>行政庁に届け出なければな らない。この場合において</th> <th>府県知事を經由して行わな ければならない</th>	、当該設置者が学校の設置 らない。この場合において	行政庁に届け出なければな らない。この場合において	府県知事を經由して行わな ければならない
し出るものとする	書面により、行政庁に申 し出るものとする	所管大臣	(略)	する	行政庁に通知するものと	所管大臣	(略)	する	行政庁に通知するものと	所管大臣	
し出るものとする	書面により、行政庁に申 し出るものとする	所管大臣	(略)	する	行政庁に通知するものと	所管大臣	(略)	する	行政庁に通知するものと	所管大臣	

学校の設置者であるときは
、その所在地の都道府県知
事を経由して行わなければ
ならない

(事務の区分)

第十三条 第三条後段、第四条第一項後段及び第二項後段、第五条
第一項後段並びに第八条後段の規定により都道府県が処理するこ
ととされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七
号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2 第十三 条 (削る)
(略)

学校の設置者であるときは
、その所在地の都道府県知
事を経由して行わなければ
ならない

(事務の区分)

第十四条 (略)

2 第十四 条 (略)

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）（附則第一項関係）

（傍線部分は改正部分）

		改 正 案		現 行	
		別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）		別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）	
		備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。		備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。	
政 令	事 務	政 令	事 務	政 令	事 務
診療放射線技師法施 行令（昭和二十八年 政令第三百八十五号）	第一条の二、第一条の四第二項、第二条 第一項、第三条第二項及び第四条第一項 の規定により都道府県が処理することと されている事務	（略）	（略）	（略）	（略）
保健師助産師看護師 法施行令（昭和二十 八年政令第三百八十 六号）	第一条の三第一項、第三条第五項、第四 条第三項、第五条第二項、第六条第四項 、第七条第六項及び第八条第五項の規定 により都道府県が処理することとされて いる事務（第三条第五項、第四条第三項 、第五条第二項、第六条第四項、第七条 後段、第十四条第一項後段並びに第十七 条後段の規定により都道府県が処理する	保健師助産師看護師 法施行令（昭和二十 八年政令第三百八十 六号）	第一条の三第一項、第三条第五項、第四 条第三項、第五条第二項、第六条第四項 、第七条第六項、第八条第五項、第十二 条後段、第十三条第一項後段及び第二項 後段、第十四条第一項後段並びに第十七 条後段の規定により都道府県が処理する	（略）	（略）

(略)	臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）	第一条、第三条第二項、第四条第一項、第五条第二項、第六条第二項及び第五項並びに第七条の規定により都道府県が処理することとされている事務	(略)	歯科技工士法施行令（昭和三十年政令第二百二十八号）	第六項及び第八条第五項の規定により処理することとされている事務にあつては、准看護師に係るものと除く。）
(略)	第一条、第三条第二項、第四条第一項、第五条第二項、第六条第二項及び第五項並びに第七条の規定により都道府県が処理することとされている事務	(略)	(略)	歯科技工士法施行令（昭和三十年政令第二百二十八号）	第六項及び第八条第五項の規定により処理することとされている事務にあつては、准看護師に係るものと除く。）

(略)	第一条、第三条第二項、第四条第一項、第五条第二項、第六条第二項及び第五項並びに第七条の規定により都道府県が処理することとされている事務	(略)	第一条、第三条第二項、第四条第一項、第五条第二項、第六条第二項及び第五項並びに第十二条後段及び第十三条第一項後段並びに第十六条後段の規定により都道府県が処理することとされている事務	歯科技工士法施行令（昭和三十年政令第二百二十八号）	第四条第三項、第五条第二項、第六条第四項、第七条第六項及び第八条第五項の規定により処理することとされている事務にあつては、准看護師に係るものと除く。）
(略)	第一条、第三条第二項、第四条第一項、第五条第二項、第六条第二項及び第五項並びに第十二条後段及び第十三条第一項後段並びに第十六条後段の規定により都道府県が処理することとされている事務	(略)	第一条、第三条第二項、第四条第一項、第五条第二項、第六条第二項及び第五項並びに第十二条後段及び第十三条第一項後段並びに第十六条後段の規定により都道府県が処理することとされている事務	歯科技工士法施行令（昭和三十年政令第二百二十八号）	第四条第三項、第五条第二項、第六条第四項、第七条第六項及び第八条第五項の規定により処理することとされている事務にあつては、准看護師に係るものと除く。）

(略)	(略)	(削る)
-----	-----	------

(略)	(略)	柔道整復師法施行令 (平成四年政令第三百二号) 令第三百一号)
(略)	ととされている事務	第三条後段、第四条第一項後段及び第二項後段、第五条第一項後段並びに第八条後段の規定により都道府県が処理すること